

株 主 各 位

大阪市中央区伏見町四丁目3番9号

阪和興業株式会社

代表取締役社長 古川弘成

第65回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第65回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、

- (1) 同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、
- (2) 議決権行使書用紙に記載の当社議決権行使サイトにアクセスし、電磁的方法（インターネット等）によりご行使いただくか（後記64頁ご参照）、

いずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、株主総会開催の前日の営業時間内（平成24年6月27日水曜日午後5時まで）に議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成24年6月28日（木曜日）午前10時
 2. 場 所 大阪市中央区伏見町四丁目3番9号 当社会議室（8階）
 3. 目的事項
 - 報告事項 (1) 第65期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - (2) 第65期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|---|
| 第1号議案 | 剰余金の配当の件 |
| 第2号議案 | 取締役19名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役3名選任の件 |
| 第4号議案 | 当社株式に対する大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の一部改定及び継続の件 |

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.hanwa.co.jp>）において掲載することにより、お知らせいたします。

(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

【当連結会計年度の経済環境】

当連結会計年度における世界経済は、欧州でのソブリンリスク懸念による金融不安やアメリカ経済の弱い景気回復など先進国経済の不振が長引く中で、中国の金融引締め政策による景気調整や、比較的堅調に推移していた新興国においても一部に消費の鈍化が見られるなど、全体としては停滞感の漂った状態にありました。また、国内経済につきましても、個人消費は概ね横ばいで推移しましたが、製造業の稼働状況は東日本大震災の影響からは持ち直したものの、円高傾向が継続したことや夏場の電力規制、タイの洪水被害などの影響を受けて厳しい状況にあり、設備投資も弱い動きとなりました。年度終盤に円安に振れたことから、景況感は幾分改善しましたが、震災復興事業の遅れも加わって、景気に下振れリスクのある状況が続きました。

【当連結会計年度の業績の概要】

このような環境において、当連結会計年度の売上高は、鉄鋼事業や石油・化成品事業が堅調だったことなどにより、前期比12.0%増の1兆5,642億50百万円となりました。また利益面では、水産物や鋼材等のたな卸資産に評価損が発生したものの、石油・化成品事業やその他の事業の貢献などにより、営業利益は前期比8.1%増の149億76百万円となりました。しかし、経常利益は為替差益の減少などにより前期比2.8%減の131億16百万円、当期純利益は株式市況の下落による投資有価証券評価損の特別損失への計上などにより、前期比20.0%減の46億32百万円となりました。

【セグメント別の状況】

鉄鋼事業においては、製造業向けの鋼材需要が震災直後の停滞やタイでの洪水被害の影響から回復するとともに、震災関連の復旧工事等による建築土木需要の増加などにより、取扱い数量は堅調に推移しました。一方、鋼材価格については、原料価格上昇の折に反転の気配が見られるものの、中国での供給過剰や国内店売り需要の低迷、原料需給の緩和などを背景に全体的に軟調な推移となり、採算面では厳しい状況が続きました。これらの結果、当事業の売上高は前期比7.5%増の7,450億31百万円、セグメント利益は前期比0.8%減の93億49百万円となりました。

金属原料事業においては、電炉メーカーやステンレスメーカーの生産調整の長期化、さらに円高を要因とした輸出環境の悪化などによる高炉メーカーの稼働水準の低下も加わって、ニッケルや合金鉄など副原料需要が停滞しました。また、欧米や中国での金融環境の変化やステンレス製品需要の先行き不透明感などにより、ニッケルや合金鉄の国際商品価格が軟調に推移したことも収益を圧迫しました。これらの結果、当事業の売上高は前期比1.8%増の1,262億79百万円、セグメント利益は前期比43.2%減の12億86百万円となりました。

非鉄金属事業においては、国際商品価格は金融環境の変化を受けて上下に変動しましたが、全般的には弱い基調で推移しました。一方、国内需要については、震災やタイの洪水の影響が一時的にあったものの、自動車関連業界を中心に比較的堅調な推移となりました。加えて、貴金属屑やパーゼル条約関連商品などの拡販も収益に寄与しました。これらの結果、当事業の売上高は前期比3.4%増の620億54百万円、セグメント利益は前期比19.0%増の8億51百万円となりました。

食品事業においては、国内の低水準な流通在庫や震災による水揚げの減少とともに、海外での旺盛な水産物需要を背景とした国際取引価格の上昇を反映して国内市場価格は概ね高い水準を維持し、国内需要も比較的堅調に推移しましたが、養殖サケの価格が供給増により暴落するなど一部品種に高値調整の動きも見られました。これらの結果、当事業の売上高は前期比14.5%増の917億9百万円となりましたが、セグメント利益は価格下落によるたな卸資産評価損の計上などにより前期比33.6%減の11億80百万円となりました。

石油・化成品事業においては、震災後に急騰した国内製品価格は増産や緊急輸入などにより落ち着きを見せていましたが、原油価格が中東情勢の変化により徐々に切り上がっていく中で、再び上昇基調となりました。石油製品需要は震災による経済活動の停滞などにより全体としては低調だったものの、原発事故による電力不足への対応のため、火力発電や自家発電向けの燃料需要が増加しました。これらの結果、当事業の売上高は前期比23.7%増の4,575億78百万円、セグメント利益は前期比21.6%増の26億71百万円となりました。

その他の事業においては、海外販売子会社の業況が概ね堅調に推移したことや木材事業での国内原木の輸出や海外取引の増加、機械事業での大型レジャー機械の販売などにより、売上高は前期比12.4%増の1,398億18百万円、セグメント利益は前期比121.4%増（約2.2倍）の16億89百万円となりました。

報告セグメントごとの売上高及び利益

セグメントの 名 称	外部顧客への 売 上 高 (百万円)	構 成 比 (%)	セグメント利益 (百万円)
鉄 鋼 事 業	728,845	46.6	9,349
金 属 原 料 事 業	124,134	7.9	1,286
非 鉄 金 属 事 業	60,475	3.9	851
食 品 事 業	91,051	5.8	1,180
石 油 ・ 化 成 品 事 業	456,876	29.2	2,671
そ の 他	102,867	6.6	1,689
計	1,564,250	100.0	17,030
調 整 額	—	—	△3,913
連 結	1,564,250	100.0	13,116

- (注) 1. セグメント利益は、連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。
 2. 「セグメント別の状況」における売上高の数字は、セグメント間の内部売上高または振替高を含んだ売上高を表しております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に完成した主要設備

- ・ 当社堺流通センター (鉄鋼事業) 保管及び加工設備の新設
- ・ 当社九州流通センター (鉄鋼事業) 保管及び加工設備の新設
- ・ HANWA STEEL SERVICE (THAILAND) CO., LTD. (鉄鋼事業) 鋼板加工設備の拡充

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、特に記載すべき資金調達はありません。

(4) 対処すべき課題

【次期の見通し】

世界経済は欧州債務危機の先行きが依然として不透明なため、金融市場や為替が不安定な状態にあります。新興国経済についても、景気調整局面にある中国や米欧向けの需要減少による製造業の稼働低下に加え、新興国での国内消費の伸びに一部鈍化が見られるなど下振れ要素が見られます。また、日本経済は東日本大震災後の停滞からは脱しつつあるものの、若干円高が緩和されたとは言え依然として輸出産業に対して厳しい為替水準や電力の供給不安と高コスト化の影響から、輸出の低迷や製造業の一層の海外シフトなどが懸念されます。震災復興需要の本格化には時間がかかる模様であり、内需が停滞する中で、先行きは不透明な状況にあります。

当社グループでは、このような事業環境の中にあっても、各事業分野における需要動向を的確に見通し、取引先のニーズを反映した適切な販売・在庫政策を進めるとともに、とりわけ新規取引先の積極的な開拓により、取引先数の拡充を図ることで、業績の維持・向上に注力していく所存です。

【中期経営計画について】

当社グループは平成22年5月に、平成22年度から平成24年度までの3カ年にわたる中期経営計画を策定いたしました。

今中期経営計画では「激動する環境変化に適応し、独自性の高い揺るぎなき事業基盤と収益構造を構築する。」をテーマに掲げ、以下のような3つの基本課題を設定し、その課題の実現に向けて6つの成長戦略に基づいた活動を進めております。

《基本課題》

- ① 国内市場での競争優位性の向上
- ② 環境・リサイクル分野への対応
- ③ 海外展開の更なる強化

《成長戦略》

- ① ユーザー系商社としてのコア事業の強化
- ② 拠点強化とマンパワー投入による海外への積極展開
- ③ リサイクル事業の強化と総合化の推進
- ④ 環境・エネルギー関連ビジネスでの展開強化
- ⑤ 積極的な事業投資やパートナーシップの構築
- ⑥ 高い機能を提供できるプロフェッショナル人材の育成

今中期経営計画では、飽和状態の国内市場と成長が見込まれる海外市場の双方にしっかりと対応し、常にユーザーの要望に対して、迅速に答える当社のミッションを遂行して事業基盤を堅固なものとするとともに、新たなビジネスチャンスを積極的に追求することで、確かな収益構造を構築することを目指しております。

当社グループとしましては、これらの事業戦略を実行していくことで、阪和グループの総合的な企業価値の向上と持続的な企業成長を実現させ、更なる顧客満足の向上を図り、合わせて社会貢献にも目配りしてまいりますので、引き続き格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第62期	第63期	第64期	第65期(当期)
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
売上高(百万円)	1,539,281	1,116,628	1,396,103	1,564,250
経常利益(百万円)	15,007	9,412	13,490	13,116
当期純利益(百万円)	5,997	11,579	5,793	4,632
1株当たり当期純利益	28円47銭	55円46銭	27円95銭	22円35銭
純資産(百万円)	94,912	106,855	110,458	115,956
総資産(百万円)	479,379	443,444	532,797	582,404

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	事業内容
HANWA AMERICAN CORP.	40,000千米ドル	100.0%	北米地域における商品の仕入及び販売
阪和(香港)有限公司	70,000千香港ドル	100.0%	アジア地域における商品の仕入及び販売
阪和貿易(上海)有限公司	2,500千米ドル	100.0%	アジア地域における商品の仕入及び販売
阪和流通センター東京株式会社	100百万円	100.0%	鉄鋼製品の加工及び保管、金属原料・石油製品の保管等
阪和流通センター大阪株式会社	460百万円	100.0%	鉄鋼製品の加工及び保管等
阪和流通センター名古屋株式会社	300百万円	100.0%	鉄鋼・非鉄製品の加工及び保管等

- (注) 1. 当期の連結子会社は上記の重要な子会社6社を含む16社で、持分法適用会社はありません。
2. 阪和流通センター東京株式会社は、平成24年3月12日に減資を行い、資本金が900百万円減少いたしました。

(7) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	70,234百万円
株式会社みずほコーポレート銀行	47,551百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	38,737百万円
住友信託銀行株式会社	18,738百万円
三菱UFJ信託銀行株式会社	11,520百万円

(注) 住友信託銀行株式会社は、平成24年4月1日に合併に伴い三井住友信託銀行株式会社
に商号変更いたしました。

(8) 主要な事業内容

各種商品の国内販売及び輸出入を主たる業務とし、その取扱品目は、普通鋼々材、鉄鋼二次製品、特殊鋼、銑鉄・鋼塊・鉄屑等鉄鋼原材料、金属原料、非鉄金属、食品、石油・化成品類、木材、機械器具、セメント等であります。

(9) 主要な事業所

本社	大阪本社(大阪市中央区)	東京本社(東京都中央区)
支社	名古屋支社(名古屋市東区)	
支店	北海道支店(札幌市中央区)	東北支店(仙台市青葉区)
	新潟支店(新潟市中央区)	中国支店(広島市中区)
	九州支店(福岡市博多区)	
営業所	北関東営業所(高崎市栄町)	水戸営業所(水戸市南町)
	厚木営業所(厚木市旭町)	静岡営業所(静岡市駿河区)
	沖縄営業所(那覇市久米)	
海外事務所等	ニューヨーク、シアトル、ヒューストン、ロサンゼルス、サンディエゴ、バンクーバー、グアム、ボゴタ、北京、上海、香港、大連、青島、重慶、福州、広州、中山、東莞、太倉、武漢、江西、台北、高雄、ソウル、釜山、バンコク、チョンブリ、シンガポール、クアラルンプール、タワウ、ジャカルタ、ムンバイ、ニューデリー、チェンナイ、ホーチミン、ハノイ、ロンドン、ウィーン、アムステルダム、イスタンブール、クウェート、リヤド、ジェッダ、ダンマン、ドバイ、ヨハネスブルグ	

(10) 使用人の状況

① 企業集団の使用人の状況

セグメントの名称	使用人数
鉄鋼事業	1,309名
金属原料事業	116名
非鉄金属事業	36名
食品事業	64名
石油・化成事業	130名
その他	316名
全社(共通)	230名
計	2,201名

(注) 1. 使用人数は、企業集団から企業集団外への出向者を除いた就業人員数であります。
2. 全社(共通)として記載している使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属している人員数であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年令	平均勤続年数
1,170名	16名増	37.0才	13.0年

(注) 使用人数は、当社から関係会社等への出向者を除いた就業人員数であります。

2. 会社の現況に関する事項

(1) 株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 570,000,000株
- ② 発行済株式の総数 211,663,200株(自己株式4,394,847株を含む。)
- ③ 当期末株主数 13,222名(前期末比649名減)
- ④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本トラスティ・サービス信託銀行 株 式 会 社 (信 託 口)	18,098千株	8.73%
日本マスタートラスト信託銀行 株 式 会 社 (信 託 口)	11,190	5.40
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	7,630	3.68
阪 和 興 業 取 引 先 持 株 会	5,717	2.76
日本トラスティ・サービス信託銀行 株 式 会 社 (信 託 口 9)	5,613	2.71
阪 和 興 業 社 員 持 株 会	4,720	2.28
資 産 管 理 サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (証 券 投 資 信 託 口)	4,088	1.97
BBH FOR FIDELITY LOW - PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFO	3,500	1.69
MELLON BANK, N. A. AS AGENT FOR ITS CLIENT MELLON OMNIBUS US PENSION	3,056	1.47
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	2,614	1.26

(注) 1. 当社は、自己株式4,394,847株を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。

2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(2) 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役の氏名等（平成24年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役会長	北 修 爾		公益財団法人阪和育英会理事長 京阪電気鉄道株式会社社外取締役
代表取締役社長	古 川 弘 成		
専務取締役	秋 元 哲 郎	経理・財務・関連事業・情報システム・海外業務室統轄	
常務取締役	西 吉 史	燃料・需給・化成品・木材・木材国際販売・食品・エコビジネス開発室統轄	
常務取締役	北 卓 治	法務審査・総務・地球環境統轄兼ISO環境管理責任者	
常務取締役	川 西 英 夫	大阪鉄鋼・機械統轄	
常務取締役	芹 澤 浩	東京厚板・鋼板販売・薄板ステンレス・鋼板建材第一・鋼板建材第二・条鋼建材第二・鉄構営業・プロジェクト開発・流通販売・名古屋支社・北海道支店・東北支店・新潟支店・北関東営業所・厚木営業所・水戸営業所・静岡営業所統轄	
常務取締役	海老原 弘	海外営業第一・海外営業第二・薄板国際・条鋼国際・貿易業務管理・東京条鋼建材第一・製鋼原料・線材特殊鋼・経営企画統轄	
常務取締役	小笠原 朗 彦	非鉄金属・金属原料・ソーラーシリコン・特殊金属統轄	
取締役	関 收		弁護士 早稲田大学政治経済学術院教授 早稲田大学研究院院長
取締役	藪 下 史 郎		
取締役	馬 締 和 久	木材・木材国際販売・食品担当	
取締役	豊 田 雅 孝	中国総代表	阪和貿易（上海）有限公司董事長 阪和鋼板加工（江西）有限公司董事長
取締役	辻 仲 弘 明	大阪条鋼建材第一・条鋼建材第二・製鋼原料・鉄構営業・流通販売・プロジェクト開発・九州支店・沖縄営業所担当	
取締役	松 岡 良 明	燃料・需給・化成品担当	
取締役	森 口 淳 宏	経理・財務担当	
取締役	貝 田 忠 彦	大阪薄板第一・薄板第二・自動車鋼材・アルミステンレス・線材特殊鋼・スチールサービス事業推進担当兼薄板国際担当補佐	
取締役	江 島 洋 一	法務審査・人事担当	
取締役	十 川 直 之	名古屋支社長兼静岡営業所担当	
取締役	加 藤 恭 道	大阪厚板・鋼板建材第一・鋼板建材第二・鋼板販売・機械・中国支店担当	
取締役	口 石 隆 敏	東京条鋼建材第一・条鋼建材第二・製鋼原料・鉄構営業・プロジェクト開発・流通販売・東北支店・新潟支店・北関東営業所・厚木営業所・水戸営業所担当	上海阪飛信息技術有限公司董事長

会社における地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
常勤監査役(常任)	白川敏昭		株式会社ビジネスパスポート代表取締役社長 株式会社ユビテック社 外監査役
常勤監査役(常任)	浅井照夫		
監査役	田口敏明		
監査役	与謝野肇		
監査役	小林正典		

- (注) 1. 取締役 関 收、藪下史郎の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 田口敏明、与謝野肇、小林正典の各氏は、社外監査役であります。
3. 取締役 関 收、藪下史郎の両氏及び監査役 田口敏明、与謝野肇、小林正典の各氏は、東京証券取引所及び大阪証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
4. 平成23年6月29日開催の第64回定時株主総会において、新しく藪下史郎氏は取締役に選任され就任いたしました。

また、本年4月1日以降の取締役及び監査役の状況は次のとおりです。

会社における地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役会長	北 修 爾		公益財団法人阪和育英会理事 京阪電気鉄道株式会社社外取締役
代表取締役社長 (社長執行役員)	古川弘成		
取締役 副社長執行役員	秋元哲郎	管理部門統轄	
取締役 専務執行役員	川西英夫	大阪本店長 大阪鉄鋼・機械統轄	
取締役 専務執行役員	西 吉 史	燃料・船用石油・化成品・木材・木材国際販売・食品統轄	
取締役 専務執行役員	芹澤 浩	東京厚板・鋼板販売・鋼板建材・鋼管販売・薄板・条鋼建材第二・鉄構営業事業・プロジェクト開発・流通販売・名古屋支社・北海道支店・東北支店・新潟支店・北関東営業所・厚木営業所・水戸営業所・静岡営業所統轄	
取締役 専務執行役員	海老原 弘	海外営業第一・海外営業第二・条鋼国際・貿易業務管理・東京条鋼建材第一・製鋼原料事業・線材特殊鋼・経営企画統轄	
取締役 常務執行役員	北 卓 治(*)		
取締役 常務執行役員	小笠原朗彦	非鉄金属・金属原料・ソーラーシリコン・特殊金属統轄	
取締役	関 收		弁護士 早稲田大学政治経済学術院教授 早稲田大学研究院院長
取締役 専務執行役員	藪下史郎		
取締役 常務執行役員	森口淳宏	経理・財務・関連事業・情報システム・海外業務室担当	
取締役 常務執行役員	貝田忠彦	大阪薄板第一・薄板第二・薄板第三・アルミステンレス・線材特殊鋼・スチールサービス事業推進担当	

会社における地位	氏 名	担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役 常 務 執 行 役 員	江 島 洋 一	法務審査・人事・総務担当	阪和貿易（上海）有 限公司董事長 阪和鋼板加工（江 西）有限公司董事長
取 締 役 常 務 執 行 役 員	十 川 直 之	名古屋支社長・静岡営業所担当 兼全社製鋼原料事業担当	
取 締 役 常 務 執 行 役 員	加 藤 恭 道	大阪厚板・鋼板建材第一・鋼板 建材第二・鋼板販売・機械・木 材・木材国際販売・中国支店担 当	
取締役執行役員	馬 締 和 久(*)		
取締役執行役員	豊 田 雅 孝	中国総代表	
取締役執行役員	松 岡 良 明	燃料・船用石油・化成品・食品 担当	
取締役執行役員	辻 仲 弘 明	大阪条鋼建材第一・条鋼建材第 二・流通販売・プロジェクト開 発・九州支店・岡山営業所・沖 縄営業所担当兼大阪製鋼原料事 業・鉄構営業事業担当補佐	
取締役執行役員	口 石 隆 敏	東京条鋼建材第一・条鋼建材第 二・条鋼国際・プロジェクト開 発・東北支店担当兼東京製鋼原 料事業担当補佐兼全社鉄構営業 事業担当	
常勤監査役(常任)	白 川 敏 昭		
常勤監査役(常任)	浅 井 照 夫		
監 査 役	田 口 敏 明		上海阪飛信息技術 有限公司董事長
監 査 役	与謝野 肇(*)		
監 査 役	小 林 正 典(*)		

- (注) 1. 当社は、平成24年4月1日に執行役員制度を導入いたしました。
執行役員の員数 23名（取締役兼務執行役員18名、専任の執行役員5名）
2. 平成24年4月1日付で、専務取締役秋元哲郎氏は取締役副社長執行役員に、常務取締役川西英夫、西吉史、芹澤浩、海老原弘の各氏は取締役専務執行役員に、取締役森口淳宏、貝田忠彦、江島洋一、十川直之、加藤恭道の各氏は取締役常務執行役員にそれぞれ選定され、就任いたしました。
3. (*)印の取締役及び監査役は、本総会終結の時をもって退任する予定です。

② 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額	摘 要
取 締 役	21名	630百万円	うち社外取締役 2名 14百万円
監 査 役	5名	76百万円	うち社外監査役 3名 25百万円
合 計	26名	706百万円	

- (注) 1. 上記金額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役及び監査役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第59回定時株主総会において取締役報酬限度額（年額）8億6,000万円以内と、平成21年6月26日開催の第62回定時株主総会において監査役報酬限度額（年額）8,000万円以内と決議いただいております。

③ 社外役員に関する事項

区 分	氏 名	主な活動状況	重要な兼職の状況及び当社との関係
社外取締役	関 收	当期においては、13回開催された取締役会のうち12回に出席し、長年の実務経験に基づき、適宜発言を行っております。	弁護士（尚友法律事務所） （上記重要な兼職先と当社との間に特段の取引関係等はありません。）
社外取締役	藪下 史郎	当期においては、取締役就任以降11回開催されたすべての取締役会に出席し、経済・金融面の専門的見地から適宜発言を行っております。	早稲田大学政治経済学術院教授 早稲田大学研究院院長 （上記重要な兼職先と当社との間に特段の取引関係等はありません。）
社外監査役	田口 敏明	当期においては、13回開催されたすべての取締役会及び13回開催されたすべての監査役会に出席し、主にリスク管理やコンプライアンスの観点から適宜発言を行っております。また分担して主な事業所及び連結子会社への往査を実施しております。	—
社外監査役	与謝野 肇	当期においては、13回開催されたすべての取締役会及び13回開催されたすべての監査役会に出席し、主にリスク管理やコンプライアンスの観点から適宜発言を行っております。また分担して主な事業所及び連結子会社への往査を実施しております。	株式会社ビジネスサポート 代表取締役社長 株式会社ユビテック社外監査役 （上記重要な兼職先と当社との間に特段の取引関係等はありません。）

区 分	氏 名	主な活動状況	重要な兼職の状況及び当社との関係
社外監査役	小林 正典	当期においては、13回開催されたすべての取締役会及び13回開催されたすべての監査役会に出席し、主にリスク管理やコンプライアンスの観点から適宜発言を行っております。また分担して主な事業所及び連結子会社への往査を実施しております。	—

(注) 上記の各社外取締役及び各社外監査役とは次のとおり責任限定契約を締結しております。

(責任限定契約の内容の概要)

当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める額とする。

(3) 会計監査人に関する事項

① 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

② 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める額とする。

③ 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

項 目	支 払 額
イ. 当事業年度に係る報酬等の額	72百万円
ロ. 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	79百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査に対する監査報酬等の額と、金融商品取引法に定める監査に対する監査報酬の額を区別しておらず、実質的にも区別できないため、イ. の金額にはこれらの合計額を記載しております。

④ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である社債発行における監査人から引受事務幹事証券会社への書簡（コンフォートレター）作成についての報酬、タイPE. TAX申告のための調査業務の報酬、及び国際財務報告基準へのコンバージョンのための指導、助言業務の報酬を支払っております。

⑤ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が継続して適切に職務を遂行することが困難であると認められる場合には、当社取締役会は監査役会の同意または請求により、会計監査人の解任または不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

(4) 業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）

当社における、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制は以下のとおりです。

＜内部統制システムの構築・運用に関する基本方針＞

- ① 取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 社は・社訓等当社企業理念に基づき企業倫理規範、企業倫理行動基準等を制定する。
 - ロ. 社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、同委員会はコンプライアンス・マニュアルを制定し、全役職員に冊子として配布の上、実効性を確保するため、その履行状況を適宜検証する。
 - ハ. 当社グループ全役職員を対象とするコンプライアンスに関する相談窓口（コンプライアンス委員及び社外弁護士）を設け、問題発生の際の直接通報制度を確保する。
 - ニ. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、警察等と連携し毅然とした態度で臨み、断固としてこれらとの関係を遮断する。
- ② 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - イ. 取締役の職務執行に係る情報は適正に書面又は電子文書（以下、文書という。）に記録し、法令及び当社の定める「文書管理規程」に基づき保存及び管理する。
 - ロ. 文書事務責任者は、保存文書の紛失・破損等に留意し、必要な場合は施錠等（パスワード等によるアクセス制限を含む。）により、適正に管理する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ. 取締役、執行役員、理事及び各部門長は、法務審査部と連携し、各担当部署に与信管理規程及び営業部門業務規程の適正な運用を周知徹底させることにより営業リスクを管理し、その軽減を図るものとする。また、新規事業及び投融资案件の審査機関として、投資等審査委員会を設置し、投資リスクを管理する。
 - ロ. コンプライアンス、環境、災害、情報セキュリティ及び貿易管理等については、総務部、情報システム部、法務審査部及び業務管理室等と連携し、社内規程・マニュアル等に基づき各担当部署がそのリスクを管理する。コンプライアンス委員会、安全保障貿易管理委員会等の各種委員会（以下、委員会等という。）は、諮問機関となり各担当部署への指導・啓蒙を行い、必要に応じ社外弁護士等からのアドバイスを受ける。
 - ハ. 人事部は関係部署と連携してリスク管理の周知徹底を図るため、必要な教育・啓蒙を行う。
 - ニ. リスク管理の実効状況を検証するため、監査部は当社国内拠点及び国内グループ会社に対し予め定めた監査計画に基づきモニタリングを行い、適宜経営会議及び社長に直接内部監査報告を行う。海外現地法人をはじめとする海外拠点については、海外監査室が適宜モニタリングを行い、海外業務室が毎月取締役全員に報告書を提出し、担当する取締役が年2回海外拠点の状況を取締役に報告する。
 - ホ. 会社情報の開示に関して、ディスクロージャー規程を定めるとともに、ディスクロージャー委員会が開示情報の重要性・妥当性の判断を行うことにより公平かつ適時・適切な情報開示を進める。

- ④ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 取締役会は、原則月1回開催し、当社グループにとっての重要な経営の立案及び業務執行の監督を行う。経営会議は原則月2回開催し、経営に関する重要事項を協議・決定するとともに、当社グループの経営判断に係る重要な事項を取締役に議題として提案する。
 - ロ. 中長期的な経営戦略を実現するために中期経営計画や年次経営計画を策定し、その進捗状況を検証するため、定期的に各業務部門との社長ヒアリングを行い、業務の評価及び業務の遂行状況のチェック等（計画の見直しや計画達成のための方法の変更等を含む。）により、職務執行の効率性向上を図る。
 - ハ. 社長を委員長とする役員評価委員会を年2回開催し、各取締役からのコミットメントの評価及び取締役相互評価を受けて各取締役の総合評価を行い、役員報酬及び役員人事に適正に反映させる。
- ⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 「関係会社管理規程」を策定し、当社と当社の関係会社が相互に連携し円滑な経営を遂行することで、総合的に事業の発展を図る。
 - ロ. 関連事業部は、国内の関係会社の業務の状況を常に把握し、その適正な業務執行をサポートするとともに、業務の統括的な管理を行う。海外業務室は、海外の関係会社について同様のサポート、管理を行う。
 - ハ. コンプライアンス体制、リスク管理体制等は当社グループ全体についても横断的に運用し、委員会等はその運用について指導・啓蒙を行う。
 - ニ. 当社の常勤監査役、関係会社の監査役、監査部その他により構成されるグループ会社監査役連絡会議を適宜開催し、当社及び関係会社の監査等に関する情報交換を行い、その共有化を図る。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の独立性に関する事項
- 監査役は、監査役としての職務を補助すべき使用人として若干名を置く。当該使用人は、監査役からの要請に応じて調査・報告等を行い、常に監査役との提携を図る。また、当該使用人が監査役より指示・命令を受けた事項については、取締役等からの指揮命令を受けない。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
- イ. 取締役は、法定の事項に加え、重大な法令・定款違反及びコンプライアンス相談窓口への相談の状況等コンプライアンス上の重要な事項について監査役に報告する。
また、取締役は、取締役会、経営会議その他重要な会議において、業務執行の状況及び重要な意思決定について監査役に報告する。
 - ロ. 監査役が報告を求めた事項については、取締役、執行役員及び使用人は迅速かつ的確に対応する。
 - ハ. 監査部及び海外監査室は、予め定めた監査計画に基づき実行した内部監査の状況を、適宜監査役に報告するとともに、必要な場合には監査役の求めに応じて、調査・報告する。
- ⑧ 監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査役は、代表取締役及び各部門担当取締役と適宜意見交換を行い、必要に応じて取締役会に対し意見表明を行う。また、会計監査人から会計監査に関する説明を受けるとともに意見交換を行うなど提携を図る。

- ロ. 監査役が、取締役会その他重要な会議への出席、重要書類の閲覧、主要部門及び子会社の調査等を行い得る体制を整備する。
- ⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制（財務報告に係る内部統制システムについて）
 - イ. 当社グループは、「財務報告に係る内部統制基本方針書」に基づき、「財務報告に係る内部統制の評価及び報告」を適切に実行し、内部統制報告制度の効率的、実効的な運用を図る。
 - ロ. 当社グループの内部統制の整備及び運用は、経営会議がこれを統轄する。経営会議の直轄組織として設置する監査部は、内部統制の整備及び運用状況の検証・評価を行い、その結果を経営会議に報告する。これを踏まえ、経営会議は必要に応じて是正を行う。
 - ハ. 「内部統制委員会」は、経営会議より委託を受けた当社グループの内部統制の課題を検討し、その結果を経営会議に報告する。また、監査部が実施する当社グループの内部統制の有効性評価の検証について助言・支援を行うとともに、「内部統制報告書」に意見を述べる。

(5) 株式会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を図るという観点から決定されるべきものと考えております。従いまして、結果的に支配権の異動を伴うような株式の大規模買付（当該買付行為を、以下、「大規模買付行為」といい、当該買付行為に係る提案を、以下、「大規模買付提案」といいます。）提案に応じるか否かは、当社株式を保有する株主の皆様が判断に委ねられるべきものであると考えます。この考えに基づき、当社株式の大規模買付提案が提起された場合には、株主の皆様が提案に応じるか否かを判断するに足る十分な情報と時間が提供されることが不可欠であると考えます。

しかし、株式の大規模買付行為の中には大規模買付企業（以下、「対象企業」といいます。）の経営者や株主の皆様に対する買付目的や買付後の経営戦略等について明確な説明がないまま大規模買付行為が行われるものや、大規模買付者の一方的な考えに基づき買付行為が行われるものなど、対象企業の経営陣との十分な協議や合意のプロセスを経ることなく大規模買付行為が進められることがあります。

当社は、当社企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、株主の皆様が大規模買付提案に応諾するか否かを検討するための十分な情報と時間が提供されない場合や、当社の支配権が異動するに足る当社株式を取得した特定の株主により、当社の企業価値及び株主の皆様が共同の利益が損なわれるおそれがあると判断される場合には、こうした株主を当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると判断し、必要かつ相当な範囲において、対抗措置をとることができる旨を当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下、「基本方針」といいます。）といたします。

② 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、平成22年5月に平成22年度を初年度とする3ヵ年の中期経営計画を策定しました。本中期経営計画のテーマとして、「激動する環境変化に適応し、独自性の高い、揺るぎなき事業基盤と収益構造を構築する。」を掲げ、達成すべき具体的な事業戦略を設けております。当社は、具体的な事業戦略を着実に実行していくことで、当社の企業価値及び株主共同の利益の最大化を図れるものと考えております。

③ 不適切な支配の防止のための取組み

当社は、平成21年6月26日開催の当社第62回定時株主総会において、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させるため、基本方針に照らして不適切な支配の防止のための取組みとして、「当社株式に対する大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の一部改定及び継続の件」を上程し、株主の皆様のご承認をいただきました。（以下、「現対応方針」といいます。）

現対応方針におきまして、当社は大規模買付者からの事前の情報提供に関する一定のルールを定めるとともに、ルールを遵守しない場合や当社の企業価値や株主共同の利益を毀損することが明らかであると当社取締役会が判断する場合には、一定の対抗措置を講じることがある旨を公表しております。また、大規模買付行為を評価・検討する際や、対抗措置を発動する際等には、当社取締役会は独立第三者により構成される特別委員会に諮問し、特別委員会の助言・勧告を最大限尊重することとしております。特別委員会は学識経験者、社外取締役、社外監査役の中から選任された3名以上の委員から構成され、これにより当社取締役会の行う判断の公正性、透明性が確保できるものと考えます。

当社は平成24年5月11日開催の取締役会におきまして、平成24年6月28日開催の当社第65回定時株主総会での株主の皆様のご承認を条件に、現対応方針の内容の一部改定した「当社株式に対する大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下、「本対応方針」といいます。）を採用することを決議しました。本対応方針の内容につきましては、当社第65回定時株主総会招集ご通知をご覧ください。

④ 上記取組みについての取締役会の判断

当社取締役会は、上記③の取組みが上記①の当社の基本方針に沿って策定され、当社の企業価値、株主共同の利益を確保するための取組みであり、株主の皆様との共同の利益を損なうものではないと考えます。また、取締役会による恣意的な判断がなされることを防止するため、独立第三者により構成される特別委員会を設置し、取締役会が対抗措置を発動する際等には特別委員会の助言・勧告を最大限尊重することにより、本対応方針に係る取締役会の恣意的な判断を排除する仕組みを確保しております。

また、当社は、本対応方針が当社第65回定時株主総会においてご承認いただけた場合、その有効期限を同株主総会終結のときから3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとしておりますので、平成27年開催の当社第68回定時株主総会において本対応方針の継続等を付議し、改めまして本対応方針に関する株主の皆様との総体的なご意思を確認することとしております。当該株主総会において出席株主の議決権の過半数のご賛同が得られなかった場合には、本対応方針はその時点で廃止されるものとしたします。

連結貸借対照表

平成24年3月31日現在

(百万円未満切捨)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	467,982	流動負債	319,735
現金及び預金	23,548	支払手形及び買掛金	186,810
受取手形及び売掛金	301,035	短期借入金	90,412
たな卸資産	110,908	コマーシャル・ペーパー	15,000
繰延税金資産	1,196	1年内償還予定の社債	35
その他	32,227	未払法人税等	1,666
貸倒引当金	△934	賞与引当金	1,916
固定資産	114,422	その他	23,896
有形固定資産	56,387	固定負債	146,712
建物及び構築物	18,660	社 債	20,050
土地	30,483	長期借入金	116,738
その他	7,243	繰延税金負債	2,634
無形固定資産	629	再評価に係る繰延税金負債	2,351
投資その他の資産	57,405	退職給付引当金	191
投資有価証券	36,765	その他	4,745
長期貸付金	150	負債合計	466,448
繰延税金資産	234	(純資産の部)	
その他	22,602	株主資本	114,209
貸倒引当金	△2,347	資 本 金	45,651
資産合計	582,404	資本剰余金	4
		利益剰余金	69,978
		自己株式	△1,425
		その他の包括利益累計額	△580
		その他有価証券評価差額金	2,084
		繰延ヘッジ損益	353
		土地再評価差額金	149
		為替換算調整勘定	△3,168
		少数株主持分	2,326
		純資産合計	115,956
		負債純資産合計	582,404

連結損益計算書

自 平成23年 4月 1日
至 平成24年 3月 31日

(百万円未満切捨)

科 目	金 額	
	百万円	百万円
売 上 高		1,564,250
売 上 原 価		1,517,904
売 上 総 利 益		46,346
販売費及び一般管理費		31,369
営 業 利 益		14,976
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	787	
受 取 配 当 金	389	
為 替 差 益	725	
そ の 他	1,099	3,002
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3,043	
そ の 他	1,819	4,862
経 常 利 益		13,116
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 売 却 損	1,071	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	3,598	4,670
税金等調整前当期純利益		8,445
法人税、住民税及び事業税	1,893	
法人税等調整額	1,816	3,710
少数株主損益調整前当期純利益		4,735
少数株主利益		102
当期純利益		4,632

連結株主資本等変動計算書

自 平成23年4月1日
至 平成24年3月31日

(百万円未満切捨)

科 目	金 額
	百万円
株主資本	
資本金	
当期首残高	45,651
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	45,651
資本剰余金	
当期首残高	4
当期変動額	
自己株式の処分	0
当期変動額合計	0
当期末残高	4
利益剰余金	
当期首残高	67,608
当期変動額	
剰余金の配当	△2,487
連結子会社の増加に伴う増加高	225
当期純利益	4,632
当期変動額合計	2,370
当期末残高	69,978
自己株式	
当期首残高	△1,423
当期変動額	
自己株式の取得	△1
自己株式の処分	0
当期変動額合計	△1
当期末残高	△1,425

(百万円未満切捨)

科 目	金 額
	百万円
株主資本合計	
当期首残高	111,840
当期変動額	
剰余金の配当	△2,487
連結子会社の増加に伴う増加高	225
当期純利益	4,632
自己株式の取得	△1
自己株式の処分	0
当期変動額合計	2,369
当期末残高	114,209
その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	952
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,132
当期変動額合計	1,132
当期末残高	2,084
繰延ヘッジ損益	
当期首残高	106
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	246
当期変動額合計	246
当期末残高	353
土地再評価差額金	
当期首残高	△183
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	333
当期変動額合計	333
当期末残高	149

(百万円未満切捨)

科 目	金 額
	百万円
為替換算調整勘定	
当期首残高	△2,935
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△233
当期変動額合計	△233
当期末残高	△3,168
その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	△2,058
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,478
当期変動額合計	1,478
当期末残高	△580
少数株主持分	
当期首残高	677
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,649
当期変動額合計	1,649
当期末残高	2,326
純資産合計	
当期首残高	110,458
当期変動額	
剰余金の配当	△2,487
連結子会社の増加に伴う増加高	225
当期純利益	4,632
自己株式の取得	△1
自己株式の処分	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	3,128
当期変動額合計	5,497
当期末残高	115,956

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 16社

主要な連結子会社の名称 HANWA AMERICAN CORP.

なお、昭和メタル㈱については、連結計算書類に与える影響が重要になったため、当連結会計年度から連結の範囲に含めております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等 HANWA SINGAPORE (PRIVATE) LTD.

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、その総資産額、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等の観点から、いずれも小規模であり、かつ、全体としても連結計算書類に重要な影響を与えないと認められるので、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

非連結子会社（HANWA SINGAPORE (PRIVATE) LTD. 他）及び関連会社（東莞鉄和金属制品有限公司他）は、それぞれ当期純損益、利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性が乏しいと認められるので持分法は適用していません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

連結子会社名	決算日
HANWA AMERICAN CORP.	2月末日
HANWA CANADA CORP.	2月末日
阪和（香港）有限公司	2月末日
長富不銹鋼中心（蘇州）有限公司	12月末日
阪和貿易（上海）有限公司	12月末日
HANWA THAILAND CO., LTD.	12月末日
HANWA STEEL SERVICE (THAILAND) CO., LTD.	12月末日

連結計算書類の作成に当たっては、連結子会社の計算書類を使用しておりますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価基準

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

評価基準…原価基準

評価方法…移動平均法

② デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務

評価基準…時価基準

③ たな卸資産

評価基準…原価基準（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

評価方法…主として移動平均法又は個別法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定額法

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取り決めがある場合は残価保証額）とする定額法

なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額を費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

なお、当社では、年金資産が退職給付債務から未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務債務を控除した金額を超過しているため、当該超過額は、固定資産の投資その他の資産に「その他」として計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

ただし、特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については、特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

a. ヘッジ手段…金利スワップ取引

ヘッジ対象…借入金

b. ヘッジ手段…商品先渡取引

ヘッジ対象…ニッケル等の輸入によるたな卸資産及び予定取引

③ ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限規定及び取引限度額等を定めた内部規定に基づき、ヘッジ対象に係る商品価格変動リスク及び金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

④ ヘッジ有効性の評価方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップ取引については、有効性の評価を省略しております。

(6) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

② 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. たな卸資産の内訳

商品及び製品	105,803百万円
仕掛品	168百万円
原材料及び貯蔵品	4,936百万円
計	110,908百万円

2. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 短期借入金の担保に供している資産

建物及び構築物	917百万円
土地	634百万円
無形固定資産	109百万円
投資有価証券	64百万円
計	1,726百万円
対応債務 短期借入金	1,720百万円

(2) 取引保証金として差入れている資産

現金及び預金	13百万円
投資有価証券	1,149百万円
計	1,162百万円

3. 有形固定資産の減価償却累計額 22,582百万円

4. 保証債務

連結会社以外の関係会社の銀行借入等に対して保証を行っております。

4,064百万円

5. 受取手形割引高

6,058百万円

6. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、平成14年3月31日に当社の事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める方法により算出しております。

再評価を行った年月日

平成14年3月31日

再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

1,691百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 211,663,200株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たりの金額	基準日	効力発生日
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	1,243百万円	6.00円	平成23年 3月31日	平成23年 6月30日
平成23年11月9日 取締役会	普通株式	1,243百万円	6.00円	平成23年 9月30日	平成23年 12月5日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの平成24年6月28日開催の定時株主総会の議案として、次のとおり決議する予定であります。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たりの金額	基準日	効力発生日
平成24年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,243百万円	6.00円	平成24年 3月31日	平成24年 6月29日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、営業取引及び投融資活動等に必要な資金を銀行借入、社債及び商業・ペーパー発行により調達を行っております。一時的な余資は、安全性の高い金融商品で運用しております。

受取手形及び売掛金は、取引先の信用リスクを有しており、「与信管理規程」に従い、管理を行っております。

投資有価証券は、主に取引先を中心とした上場株式であり、定期的に把握された時価を取締役会へ報告しております。

デリバティブ取引は、外貨建ての債権債務に係る為替変動リスクをヘッジすることを目的とした先物為替予約取引（通貨スワップ取引を含む。）、借入金の一部について金利変動リスクをヘッジすることを目的とした金利スワップ取引、商品相場の価格変動リスクをヘッジすることを目的とした商品先渡及び商品スワップ取引であり、投機目的の取引は行わない方針であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	23,548	23,548	—
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金(※1)	301,035 △835		
	300,199	300,199	—
(3) 投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	5,008	5,063	55
② その他有価証券	19,702	19,702	—
(4) 長期貸付金 貸倒引当金(※1)	150 △0		
	149	149	—
資産計	348,608	348,663	55
(1) 支払手形及び買掛金	186,810	186,810	—
(2) 短期借入金	80,229	80,229	—
(3) 商業・ペーパー	15,000	15,000	—
(4) 1年内償還予定の社債	35	35	△0
(5) 社債	20,050	20,076	△26
(6) 長期借入金 (1年内返済予定含む)	126,921	126,924	△3
負債計	429,045	429,075	△29
デリバティブ取引(※2)			
① ヘッジ会計が適用されて いないもの	(792)	(792)	—
② ヘッジ会計が適用されて いるもの	591	518	△73
デリバティブ取引計	△200	△273	△73

(※1) 一般貸倒引当金を控除しております。

(※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
資 産

- (1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (3) 投資有価証券
これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。
- (4) 長期貸付金
これらは金利の見直しが行われる変動金利型の長期貸付金であるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

- (1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、並びに(3) コマーシャル・ペーパー
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (4) 1年内償還予定の社債、並びに(5) 社債
市場価格のあるものについては、日本証券業協会が提示する価格を使用し、市場価格のないものについては、元利金の合計額を新規に同様の起債を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。
- (6) 長期借入金（1年内返済予定含む）
元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、変動金利型の長期借入金については、短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっております。なお、長期借入金には1年内返済予定の借入金を含んでおります。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引金融機関及び取引所会員等から提示された価格によっております。

- (注2) 非上場株式等（連結貸借対照表計上額12,054百万円）は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項
当社グループでは、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル（土地を含む）、物流センター等を有しております。
2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時 価
8,322	7,742

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 548円22銭
2. 1株当たり当期純利益金額 22円35銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

貸借対照表

平成24年3月31日現在

(百万円未満切捨)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	426,278	流動負債	286,734
現金及び預金	15,878	支払手形	32,279
受取手形	46,839	買掛金	146,508
売掛金	240,320	短期借入金	66,098
たな卸資産	90,473	コマーシャル・ペーパー	15,000
前渡金	14,055	リース債務	71
前払費用	184	未払金	1,782
繰延税金資産	880	未払費用	1,263
関係会社短期貸付金	8,495	未払法人税等	1,442
その他	10,113	前受金	14,299
貸倒引当金	△962	預り金	5,152
固定資産	115,112	前受収益	51
有形固定資産	45,209	賞与引当金	1,659
建物	12,667	その他の	1,126
構築物	2,357	固定負債	143,925
機械及び装置	1,776	社債	20,000
車両運搬具	0	長期借入金	115,125
工具、器具及び備品	164	リース債務	190
土地	27,769	繰延税金負債	2,404
リース資産	249	再評価に係る繰延税金負債	2,351
建設仮勘定	224	その他の	3,854
無形固定資産	429	負債合計	430,659
ソフトウェア	411	(純資産の部)	
その他	18	株主資本	108,121
投資その他の資産	69,473	資本金	45,651
投資有価証券	30,474	資本剰余金	4
関係会社株式	19,276	その他資本剰余金	4
出資金	3,169	利益剰余金	63,890
関係会社出資金	3,771	利益準備金	2,161
従業員に対する長期貸付金	150	その他利益剰余金	61,729
関係会社長期貸付金	500	圧縮記帳積立金	46
破産更生債権等	2,286	繰越利益剰余金	61,682
長期前払費用	25	自己株式	△1,425
前払年金費用	6,157	評価・換算差額等	2,610
その他	6,001	その他有価証券評価差額金	2,108
貸倒引当金	△2,338	繰延ヘッジ損益	351
		土地再評価差額金	149
資産合計	541,391	純資産合計	110,731
		負債純資産合計	541,391

損益計算書

自 平成23年 4月 1日
至 平成24年 3月31日

(百万円未満切捨)

科 目	金 額	
	百万円	百万円
売 上 高		1,426,092
売 上 原 価		1,387,596
売 上 総 利 益		38,496
販売費及び一般管理費		25,919
営 業 利 益		12,577
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	805	
受 取 配 当 金	484	
為 替 差 益	811	
そ の 他	958	3,060
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,565	
そ の 他	1,735	4,301
経 常 利 益		11,336
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 売 却 損	1,071	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	3,186	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	411	4,670
税 引 前 当 期 純 利 益		6,666
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,225	
法 人 税 等 調 整 額	1,745	2,971
当 期 純 利 益		3,694

株主資本等変動計算書

自 平成23年 4月 1日
至 平成24年 3月 31日

(百万円未満切捨)

科 目	金 額
	百万円
株主資本	
資本金	
当期首残高	45,651
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	45,651
資本剰余金	
その他資本剰余金	
当期首残高	4
当期変動額	
自己株式の処分	0
当期変動額合計	0
当期末残高	4
資本剰余金合計	
当期首残高	4
当期変動額	
自己株式の処分	0
当期変動額合計	0
当期末残高	4
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	1,912
当期変動額	
剰余金の配当	248
当期変動額合計	248
当期末残高	2,161
その他利益剰余金	
圧縮記帳積立金	
当期首残高	42
当期変動額	
圧縮記帳積立金の積立	3
当期変動額合計	3
当期末残高	46

(百万円未満切捨)

科 目	金 額
	百万円
繰越利益剰余金	
当期首残高	60,727
当期変動額	
剰余金の配当	△2,735
圧縮記帳積立金の積立	△3
当期純利益	3,694
当期変動額合計	954
当期末残高	61,682
利益剰余金合計	
当期首残高	62,683
当期変動額	
剰余金の配当	△2,487
圧縮記帳積立金の積立	—
当期純利益	3,694
当期変動額合計	1,207
当期末残高	63,890
自己株式	
当期首残高	△1,423
当期変動額	
自己株式の取得	△1
自己株式の処分	0
当期変動額合計	△1
当期末残高	△1,425
株主資本合計	
当期首残高	106,915
当期変動額	
剰余金の配当	△2,487
当期純利益	3,694
自己株式の取得	△1
自己株式の処分	0
当期変動額合計	1,206
当期末残高	108,121

(百万円未満切捨)

科 目	金 額
	百万円
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	957
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,150
当期変動額合計	1,150
当期末残高	2,108
繰延ヘッジ損益	
当期首残高	106
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	245
当期変動額合計	245
当期末残高	351
土地再評価差額金	
当期首残高	△183
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	333
当期変動額合計	333
当期末残高	149
評価・換算差額等合計	
当期首残高	881
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,729
当期変動額合計	1,729
当期末残高	2,610
純資産合計	
当期首残高	107,796
当期変動額	
剰余金の配当	△2,487
当期純利益	3,694
自己株式の取得	△1
自己株式の処分	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,729
当期変動額合計	2,935
当期末残高	110,731

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 子会社株式及び関連会社株式
評価基準…原価基準
評価方法…移動平均法
 - (2) 満期保有目的の債券
償却原価法 (定額法)
 - (3) その他有価証券
 - ① 時価のあるもの
決算期末日の市場価格等に基づく時価基準
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - ② 時価のないもの
評価基準…原価基準
評価方法…移動平均法
2. デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務の評価基準
評価基準…時価基準
3. たな卸資産の評価基準及び評価方法
評価基準…原価基準 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
評価方法…移動平均法又は個別法
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産 (リース資産を除く)
主として定額法
なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
 - (2) 無形固定資産 (リース資産を除く)
定額法
なお、償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
ただし、ソフトウェア (自社利用分) については、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取り決めがある場合は残価保証額）とする定額法

なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額を費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

なお、年金資産が退職給付債務から未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務債務を控除した金額を超過しているため、当該超過額は、「前払年金費用」として固定資産に計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

ただし、特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については、特例処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

当事業年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

a. ヘッジ手段…金利スワップ取引

ヘッジ対象…借入金

b. ヘッジ手段…商品先渡取引

ヘッジ対象…ニッケル等の輸入によるたな卸資産及び予定取引

(3) ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限規定及び取引限度額等を定めた内部規定に基づき、ヘッジ対象に係る商品価格変動リスク及び金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性の評価方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップ取引については、有効性の評価を省略しております。

8. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

- | | |
|---|-----------|
| 1. たな卸資産の内訳 | |
| 商品及び製品 | 90,473百万円 |
| 2. 担保に供している資産及び担保に係る債務 | |
| 取引保証金として差入れている資産 | |
| 投資有価証券 | 1,065百万円 |
| 3. 有形固定資産の減価償却累計額 | 12,581百万円 |
| 4. 保証債務 | |
| 関係会社の銀行借入等に対し保証を行っております。 | |
| | 14,002百万円 |
| 5. 受取手形割引高 | 6,058百万円 |
| 6. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 | |
| 短期金銭債権 | 28,311百万円 |
| 長期金銭債権 | 500百万円 |
| 短期金銭債務 | 13,732百万円 |
| 長期金銭債務 | 一百万円 |
| 7. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、平成14年3月31日に事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 | |

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める方法により算出しております。

再評価を行った年月日	平成14年3月31日
再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	1,691百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	売上高	69,027百万円
	仕入高	68,988百万円
	その他の営業取引高	1,276百万円
	営業取引以外の取引高	730百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	4,394,847株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

連結子会社との合併に伴う将来減算一時差異	13,190百万円
減損損失否認額	2,147
土地買戻損失否認額	1,506
土地再評価差額金	1,459
賞与引当金	630
その他	3,454
	<hr/>
繰延税金資産小計	22,389
評価性引当額	△20,201
	<hr/>
繰延税金資産合計	2,187

繰延税金負債

土地再評価差額金	2,351百万円
前払年金費用	2,306
その他	1,405
	<hr/>
繰延税金負債合計	6,062
	<hr/>
繰延税金負債の純額	3,875

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース

1. 当事業年度の末日におけるリース物件の取得原価相当額	201百万円
2. 当事業年度の末日におけるリース物件の減価償却累計額相当額	158百万円
3. 当事業年度の末日におけるリース物件の未経過リース料相当額	46百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	534円24銭
2. 1株当たり当期純利益金額	17円83銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成24年 5月 9日

阪和興業株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松 本	浩	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	池 田	芳 則	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	浅 野	豊	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、阪和興業株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、阪和興業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成24年 5月 9日

阪和興業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松 本	浩	Ⓡ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	池 田	芳 則	Ⓡ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	浅 野	豊	Ⓡ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、阪和興業株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第65期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めました。
 - (3) 各監査役は、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - (4) 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - (5) 財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (6) 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - (7) 子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、または往査により実地調査いたしました。
 - (8) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を監査業務の品質管理に関する諸法令・基準等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一、事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二、取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三、内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四、事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。
事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年5月10日

阪和興業株式会社 監査役会

常勤監査役	白川敏昭	⑩
常勤監査役	浅井照夫	⑩
社外監査役	田口敏明	⑩
社外監査役	与謝野肇	⑩
社外監査役	小林正典	⑩

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の配当の件

剰余金の配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

第65期期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要政策の一つと位置付け、将来に向けての事業展開と経営基盤の強化に必要な内部留保を確保しつつ、業績に応じた配当を行うことを基本方針としております。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき6円といたしたいと存じます。なお、この場合の配当総額は1,243,610,118円となります。

また、当社は平成23年12月に1株につき6円の間配当を実施しておりますので、当期の年間配当金は1株につき12円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成24年6月29日

第2号議案 取締役19名選任の件

取締役21名（全員）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役19名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
1	きた しゅうじ 北 修爾 (昭和18年1月28日生)	昭和41年4月 通商産業省入省 昭和55年4月 外務省在ロス・アンジェルス日本 国総領事館領事 昭和58年4月 大阪通商産業局商工部長 昭和62年5月 日本貿易振興会ジャカルタ・セン ター所長 平成元年10月 関東通商産業局総務企画部長 平成3年6月 経済企画庁長官官房審議官 平成5年6月 通商産業省退官 当社常務取締役 平成6年2月 当社代表取締役社長 平成23年4月 当社代表取締役会長（現任） 平成23年6月 京阪電気鉄道株式会社社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 公益財団法人阪和育英会理事長 京阪電気鉄道株式会社社外取締役	438,313株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
2	ふるかわ ひろなり 古川 弘成 (昭和21年10月30日生)	昭和44年3月 当社入社 平成9年6月 当社取締役 平成15年4月 当社常務取締役 平成17年4月 当社専務取締役 平成21年4月 当社代表取締役副社長 平成23年4月 当社代表取締役社長 平成24年4月 当社代表取締役社長(社長執行役員) (現任)	82,535株
3	あきもと てつろう 秋元 哲郎 (昭和23年11月8日生)	昭和46年4月 当社入社 平成13年6月 当社取締役 平成17年4月 当社常務取締役 平成20年4月 当社専務取締役 平成24年4月 当社取締役副社長執行役員(現任) 当社管理部門統轄(現任)	65,376株
4	かわにし ひでお 川西 英夫 (昭和25年3月15日生)	昭和48年4月 当社入社 平成17年6月 当社取締役 平成20年4月 当社常務取締役 平成24年4月 当社取締役専務執行役員(現任) 当社大阪本店長、大阪鉄鋼・機械統轄(現任)	93,944株
5	にし よしふみ 西 吉史 (昭和24年7月9日生)	昭和48年4月 当社入社 平成13年6月 当社取締役 平成18年4月 当社常務取締役 平成24年4月 当社取締役専務執行役員(現任) 当社燃料・船用石油・化成品・木材・木材国際販売・食品統轄 (現任)	85,876株
6	せりざわ ひろし 芹澤 浩 (昭和26年12月26日生)	昭和50年4月 当社入社 平成17年6月 当社取締役 平成22年4月 当社常務取締役 平成24年4月 当社取締役専務執行役員(現任) 当社東京厚板・鋼板販売・鋼板建材・鋼管販売・薄板・条鋼建材第二・鉄構営業事業・プロジェクト開発・流通販売・名古屋支社・北海道支店・東北支店・新潟支店・北関東営業所・厚木営業所・水戸営業所・静岡営業所統轄(現任)	37,436株
7	えびはら ひろし 海老原 弘 (昭和29年11月1日生)	昭和52年4月 当社入社 平成17年6月 当社取締役 平成22年4月 当社常務取締役 平成24年4月 当社取締役専務執行役員(現任) 当社海外営業第一・海外営業第二・条鋼国際・貿易業務管理・東京条鋼建材第一・製鋼原料事業・線材特殊鋼・経営企画統轄(現任)	33,305株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
8	おがさわらあきひこ 小笠原朗彦 (昭和28年9月30日生)	昭和51年4月 当社入社 平成18年6月 当社取締役 平成23年4月 当社常務取締役 平成24年4月 当社取締役常務執行役員(現任) 当社非鉄金属・金属原料・ソーラーシリコン・特殊金属統轄(現任)	31,664株
9	せき かん おさむ 関 収 (昭和14年8月23日生)	昭和37年4月 通商産業省入省 昭和62年6月 大阪通商産業局長 平成4年6月 中小企業庁長官 平成7年6月 住友電気工業株式会社常務取締役 平成11年6月 同社代表取締役副社長 平成14年6月 株式会社ピーエス三菱社外取締役 平成16年6月 原子燃料工業株式会社代表取締役 会長 平成19年6月 当社取締役(現任) 平成24年2月 弁護士登録(現任) 尚友法律事務所 (重要な兼職の状況) 弁護士(尚友法律事務所)	15,336株
10	やぶした しろう 藪下 史郎 (昭和18年11月13日生)	昭和47年6月 イェール大学大学院卒業(経済学博士) 昭和47年8月 東京都立大学経済学部専任講師 昭和48年1月 東京都立大学経済学部助教授 昭和51年4月 横浜国立大学経済学部助教授 昭和60年4月 横浜国立大学経済学部教授 平成3年4月 早稲田大学政治経済学部教授 (現任) (現 早稲田大学政治経済学術院教授) 平成16年9月 早稲田大学政治経済学術院院長兼 学部長 平成20年9月 早稲田大学日米研究機構長 平成21年4月 早稲田大学研究院院長(現任) 平成23年6月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 早稲田大学政治経済学術院教授 早稲田大学研究院院長	11,593株
11	もりぐち あつひろ 森口 淳宏 (昭和26年12月12日生)	昭和50年4月 当社入社 平成13年4月 当社経理部長 平成20年6月 当社取締役 平成24年4月 当社取締役常務執行役員(現任) 当社経理・財務・関連事業・情報システム・海外業務室担当(現任)	20,641株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
12	かいだ ただ ひこ 貝田 忠彦 (昭和28年7月26日生)	昭和52年4月 当社入社 平成10年4月 当社大阪本社鋼板建材部長 平成14年4月 阪和スチールサービス株式会社 取締役社長 平成18年6月 当社取締役 平成24年4月 当社取締役常務執行役員（現任） 当社大阪薄板第一・薄板第二・薄板第三・アルミステンレス・線材特殊鋼・スチールサービス事業推進担当（現任）	34,850株
13	えじま よういち 江島 洋一 (昭和24年10月31日生)	昭和47年4月 当社入社 平成9年4月 当社管理部長 平成21年6月 当社取締役 平成24年4月 当社取締役常務執行役員（現任） 当社法務審査・人事・総務担当（現任）	21,570株
14	とがわ なおゆき 十川 直之 (昭和27年2月18日生)	昭和49年3月 当社入社 平成10年4月 当社名古屋支社建材部長 平成21年4月 当社名古屋支社長 平成21年6月 当社取締役 平成24年4月 当社取締役常務執行役員（現任） 当社名古屋支社長、静岡営業所担当兼全社製鋼原料事業担当（現任）	24,889株
15	かとう やすみち 加藤 恭道 (昭和30年4月26日生)	昭和53年4月 当社入社 平成17年4月 当社東京本社鋼板建材第一部長 平成22年6月 当社取締役 平成24年4月 当社取締役常務執行役員（現任） 当社大阪厚板・鋼板建材第一・鋼板建材第二・鋼板販売・機械・木材・木材国際販売・中国支店担当（現任）	42,141株
16	とよだ まさたか 豊田 雅孝 (昭和25年5月24日生)	昭和49年3月 当社入社 平成10年7月 当社社長室長 平成17年4月 当社中国総代表兼阪和貿易（上海）有限公司董事長（現任） 平成17年6月 当社取締役 平成24年4月 当社取締役執行役員（現任） (重要な兼職の状況) 阪和（上海）管理有限公司董事長 (平成24年5月に阪和貿易（上海）有限公司から名称変更) 阪和鋼板加工（江西）有限公司董事長	31,477株
17	まつおか よしあき 松岡 良明 (昭和27年5月25日生)	昭和52年4月 当社入社 平成13年1月 当社非鉄金属部長 平成18年6月 当社取締役 平成24年4月 当社取締役執行役員（現任） 当社燃料・船用石油・化成品・食品担当（現任）	31,525株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
18	つじ なか ひろ あき 辻 仲 弘 明 (昭和27年1月30日生)	昭和50年4月 当社入社 平成10年4月 当社大阪本社厚板部長 平成17年6月 当社取締役 平成24年4月 当社取締役執行役員(現任) 当社大阪条鋼建材第一・条鋼建材第二・流通販売・プロジェクト開発・九州支店・岡山営業所・沖縄営業所担当兼大阪製鋼原料事業・鉄構営業事業担当補佐(現任)	46,928株
19	くち いし たか とし 口 石 隆 敏 (昭和33年10月23日生)	昭和56年4月 当社入社 平成14年4月 当社名古屋支店条鋼建材第二部長 平成22年6月 当社取締役 平成24年4月 当社取締役執行役員(現任) 当社東京条鋼建材第一・条鋼建材第二・条鋼国際・プロジェクト開発・東北支店担当兼東京製鋼原料事業担当補佐兼全社鉄構営業事業担当(現任) (重要な兼職の状況) 上海阪飛信息技术有限公司董事長	17,391株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 関 收、藪下史郎の両氏は、社外取締役候補者であります。
3. 関 收氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は人格・識見ともに高く、行政及び企業経営についての豊富な経験が、当社の経営判断に総合的・多面的な視野を提供いただけるものと考えからであります。
4. 関 收氏が株式会社ピーエス三菱の社外取締役として在任していた平成19年6月に、同社は公正取引委員会より独占禁止法違反による排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。同氏は日頃より法令遵守の視点から様々な提言を行っていましたが、同事案発生後、同社取締役会が「経営理念と行動方針」及び「ピーエス三菱倫理規程」の改定を決議するにあたり、同氏は同改定に積極的に賛成するなど、再発防止の強化に尽力しました。
5. 関 收氏は、現在当社の社外取締役であり、就任してからの年数は本総会終結の時をもって5年であります。
6. 当社と関 收氏は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める額であります。なお、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の当該契約を継続する予定であります。
7. 藪下史郎氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は人格・識見ともに高く、大学での経済や金融分野の研究に関する長年の経験と知見から、専門の見地に基づく有用な意見や提案を提供いただけるものと考えからであります。同氏は、これまで会社経営に直接関与したことはありませんが、上記の理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。
8. 藪下史郎氏は、現在当社の社外取締役であり、就任してからの年数は本総会終結の時をもって1年であります。
9. 当社と藪下史郎氏は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める額であります。なお、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の当該契約を継続する予定であります。
10. 所有する当社株式数には、各候補者の当社役員持株会における各自の持分株数を含んでおります。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役浅井照夫、与謝野肇、小林正典の各氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
1	あさ い てる お 浅井 照夫 (昭和25年8月5日生)	昭和48年4月 当社入社 平成20年6月 当社取締役 平成22年6月 当社監査役(現任)	35,732株
2	な い で や す お 名出 康雄 (昭和21年8月14日生)	昭和46年4月 住友重機械工業株式会社入社 平成13年6月 同社常務執行役員 平成15年6月 同社専務執行役員 平成18年12月 住友重機械エンバイロメント株式会社代表取締役社長 平成22年4月 住友重機械ビジネスアソシエーツ株式会社代表取締役社長 平成24年3月 同社取締役退任	238,000株
3	わ が つ ま ひ ろ し げ 我妻 廣繁 (昭和24年3月9日生)	昭和46年4月 株式会社日本興業銀行入行 平成7年5月 同行札幌支店長 平成10年12月 株式会社日本債券信用銀行取締役副頭取 平成12年9月 株式会社日本興業銀行常務執行役員 平成13年6月 東ソー株式会社常務取締役 平成18年6月 同社専務取締役 平成22年6月 同社取締役退任	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 名出康雄、我妻廣繁の両氏は、新任の社外監査役候補者であります。
 3. 名出康雄氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏のメーカーでの豊富な実務経験に基づく視座から、実効的な監査が期待できると考えるからであります。
 4. 名出康雄氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める額であります。
 5. 我妻廣繁氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏は金融・財務に精通するとともに、メーカーでの取締役としての豊富な実務経験から、専門的・実務的な見地から監査いただけるからであります。
 6. 我妻廣繁氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める額であります。
 7. 所有する当社株式数には、各候補者の当社役員持株会における各自の持分株数を含んでおります。

第4号議案 当社株式に対する大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の一部改定及び継続の件

当社は、平成21年6月26日開催の当社第62回定時株主総会において、株主の皆様のご承認に基づき、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株式等（注3）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付行為（いずれについても予め当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に対する対応方針（以下、「現対応方針」といいます。）を導入しております。

現対応方針が、平成24年6月28日開催の当社第65回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）の終結時において有効期限を迎えるにあたり、当社は平成24年5月11日開催の当社取締役会において、本定時株主総会で株主の皆様にご承認いただくことを条件として、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下、「基本方針」といいます。）に照らして、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)に規定されるものをいいます。）として、現対応方針の内容を一部改定したうえで継続することを決議いたしましたので（改定後の対応方針を「本対応方針」…当社株式に対する大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）といいますが）、本対応方針について株主の皆様にご承認をお願いするものであります。

改定後の基本方針の内容、基本方針の実現に資する特別な取組み及び本対応方針の内容は別紙のとおりであり、今回の主な改定点として、大規模買付者に対して当社が情報提供を求める場合において、情報提供期限に上限を設けました。（別紙Ⅲ.1.(1)「大規模買付者からの情報の提供」をご参照ください。）

なお、平成24年3月31日現在の当社の大株主の状況は「添付資料4」のとおりであり、また、現時点において、特定の第三者から当社に対して当社株式等に関する大規模買付行為の提案や大規模買付行為がなされているわけではありません。

(別紙)

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を図るという観点から決定されるべきものと考えております。従いまして、結果的に支配権の異動を伴うような株式の大規模買付提案（以下、「大規模買付提案」といいます。）に応じるか否かは、当社株式を保有する株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。この考えに基づき、当社株式の大規模買付提案が提起された場合には、株主の皆様が提案に応じるか否かを判断するに足る十分な情報と時間が提供されることが不可欠であると考えます。

しかし、株式の大規模買付行為の中には大規模買付企業（以下、「対象企業」といいます。）の経営者や株主の皆様に対する買付目的や買付後の経営戦略等について明確な説明がないまま大規模買付行為が行われるものや、大規模買付者の一方的な考えに基づき買付行為が行われるものなど、対象企業の経営陣との十分な協議や合意のプロセスを経ることなく大規模買付行為が進められることがあります。本来、かかる大規模買付行為が行われる際には、大規模買付者から当該大規模買付行為の内容、目的、将来にわたる経営戦略等について詳細な情報が提供され、また、対象企業の経営陣も当該大規模買付行為を検討・評価したのち意見表明や情報提供等を行い、十分な時間を取った上で株主の皆様が当該大規模買付提案に応じるか否かの判断をなすべきものと考えます。上記のような大規模買付行為においては、株主の皆様が大規模買付者の提示する買付価格の妥当性等について検討するに足る情報や時間が十分に提供されないまま判断を迫られるケースも想定され、その結果、対象企業の企業価値や株主共同利益を損なう可能性も否定できません。当社株式は金融商品取引法に則り、証券市場等で自由に買付等を行うことが可能です。しかしながら、株主の皆様が大規模買付提案に応諾するか否かを検討するための十分な情報と時間が提供されない場合や、当社の支配権が異動するに足る当社株式を取得した特定の株主により、当社の企業価値及び株主の皆様との共同の利益が損なわれるおそれがあると判断される場合には、こうした株主を当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると判断し、必要かつ相当な範囲において、対抗措置をとることができる旨を当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下、「基本方針」といいます。）といたします。

II. 当社財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、独立系専門商社として鉄鋼をはじめ金属原料、非鉄金属、食品、石油・化成品、木材、機械など広範な商品を取扱い、国内はもとより海外にも数多くの子会社・関連会社を有し、グローバルな営業戦略を展開しております。従いまして、当社の経営には、広範な商品に対する幅広い知識と各業界に関する習熟した経験が必要であり、また、株主の皆様や従業員、取引先など当社のステークホルダーとの間に築かれた長年の関係に対する十分な理解を欠くことはできないと考えます。

当社は、平成22年5月に平成22年度を初年度とする3ヵ年の中期経営計画を新たに策定しました。この中期経営計画のテーマとして、「激動する環境変化に適応し、独自性の高い、揺るぎなき事業基盤と収益構造を構築する。」を掲げ、達成すべき具体的な事業戦略として以下のとおり定めております。

①ユーザー系商社としてのコア事業の強化

ユーザーの視点に立って、提供できる機能の高度化・差別化を推進し、既存の商権基盤の強化・充実と周辺分野へのヨコ展開を推進していきます。

②拠点強化とマンパワー投入による海外への積極展開

拡大が見込まれる海外需要に対して、事業拠点・加工拠点のさらなる強化と積極的な人材投入により、各地域の特性に合わせた戦略を実行し、商権開拓を進めていきます。

③リサイクル事業の強化と総合化の推進

多品種を総合的に扱うリサイクル業界の世界的潮流に対応して、総合リサイクル業へと進化した体制を構築していくことで、事業基盤の強化と海外展開を加速していきます。

④環境・エネルギー関連ビジネスでの展開強化

今後伸長すると見込まれる環境配慮型ビジネスや国内外のエネルギー・インフラ分野について、地球環境を重視した視点から積極的な展開を進め、地球環境の保全に貢献していきます。

⑤積極的な事業投資やパートナーシップの構築

将来の継続的な企業成長を実現するため、事業投資や親密取引先とのパートナーシップ強化などにより事業機能の一段の向上を図り、攻めの経営を推進していきます。

⑥高い機能を提供できるプロフェッショナル人材の育成

事業の成長戦略を実現するために、その担い手となるプロフェッショナル人材の育成・増強に努め、当社グループの持続可能な企業価値創出への人的基盤の強化を進めていきます。

また、こうした事業戦略を推進するため、以下のように企業体制を整備していく所存です。

①コーポレート・ガバナンスの強化

株主、取引先、社員などあらゆるステークホルダーの負託に応えられるようコーポレート・ガバナンスの向上に向けて、引き続き注力していきます。

(具体的な施策)

当社は平成23年6月開催の第64回定時株主総会におきまして、取締役の任期を1年に短縮するとともに、社外取締役を1名増員して2名としました。また、社外取締役2名と社外監査役3名につきましても、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断した上で、全員を金融商品取引所に独立役員として届け出ております。

② リスクマネジメントの維持・強化

今後の事業展開や環境変化の中で想定されるリスク事象に対し、予めその対応力、抵抗力を強化させ、経営基盤を盤石なものとしていきます。

(具体的な施策)

監査役、会計監査人、内部監査部門の関係を強化することで、より実効性の高い三様監査を実現するとともに、内部統制システムの構築・運用状況についても専門部署が計画的な監視体制を取ることで、発生しうるリスクの防止・極小化に努めます。

③ 中期経営計画の推進組織の設置 (計画の実行・検証及び進捗報告・施策提言等)

中期経営計画の実現に向けた具体的戦略の推進組織を設置し、計画の実行・検証を進め、進捗報告や施策提言を経営陣に対して行っていきます。

(具体的な施策)

中期計画推進委員会を設置し、その下に部門ごとに11の専門部会を設け、中期経営計画の進捗状況や問題点について適宜検証していきます。

当社は、中期経営計画に掲げる以上の諸施策を着実に実行することで、当社の企業価値及び株主共同の利益の最大化が実現できるものと考えております。

III. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は基本方針に則り、大規模買付行為が行われる際には、大規模買付者から事前に、株主の皆様が大規模買付提案に応諾するか否かを適切に判断するに足る必要かつ十分な情報が提供されるべきであると考えております。当社取締役会は大規模買付行為が行われる場合、上記情報が提供された後、大規模買付提案に対する当社取締役会としての評価及び意見の検討を速やかに行い、特別委員会（その概要については「添付資料1」をご参照ください。）の助言・勧告を受けながら慎重に検討したうえで、意見を形成し、公表します。また、必要と認めた場合には大規模買付者に対する追加情報提供等の申入れや交渉を行うほか当社取締役会としての株主の皆様に対する代替案の提示を行います。当社取締役会は、上記のプロセスを経ることにより、株主の皆様におきまして、大規模買付提案と、当社取締役会が意見や代替案を提示した場合における意見の検討や代替案との比較をすることが可能になり、最終的に株主の皆様が提案の応否を適切に判断する機会を確保できるものと考えます。

以上の見解に基づき、当社取締役会は大規模買付行為が上記のプロセスに則り適正に行われることが当社の企業価値及び株主の皆様との共同の利益に資することと考え、以下のような内容の事前の情報提供に関する一定のルール（以下、「本ルール」といいます。）を設定することとしました。

また、当社取締役会は、本対応方針を採用するに当たっては、株主の皆様のご意見を総合的に確認することが重要と考えております。そのため当社は、本定時株主総会において本対応方針の採用の可否を株主の皆様にお諮りすることとしております。

1. 本ルールの内容

当社取締役会が設定する本ルールの概要は次のとおりです。

- 事前に大規模買付者が当社取締役会に対し、大規模買付行為に関する十分な情報を提供すること。
- 当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為が行われること。

具体的には、以下の手続きによります。

(1) 大規模買付者からの情報の提供

大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社代表取締役宛てに、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び当該大規模買付行為を本ルールに基づいた手続きにより行う旨の誓約文言が記載された書面（以下、「意向表明書」といいます。）をご提出いただきます。当社はかかる意向表明書受領後10営業日以内に、当社取締役会が当該大規模買付提案を評価・検討し、ひいては株主の皆様が当該提案に応諾するか否かを適切に判断するために必要かつ十分な情報（以下、「大規模買付情報」といいます。なお、意向表明書及び大規模買付情報に関する使用言語は日本語に限ります。）のリストを当該大規模買付者に交付し、大規模買付者は当社が定める回答期限までに当該大規模買付情報を当社代表取締役宛てに当社書式によりご提出いただきます。

当社取締役会が求める大規模買付情報の内容は、大規模買付者の属性、大規模買付提案の内容により異なりますが、一般的な項目としては以下の事項を含むものとします。

- ①大規模買付者及びそのグループの詳細（事業内容、資本構成、財務内容等を含みます。）
- ②大規模買付行為の目的、方法及び内容
- ③買付価格の算定根拠
- ④買付資金の裏付け（買付資金の提供者の具体的名称、調達方法等を含みます。）
- ⑤大規模買付行為完了後に意図する当社及び当社グループに対する経営方針、事業計画、資本政策、財務政策、配当政策、資産活用策等
- ⑥大規模買付行為完了後に当社の企業価値を継続的、安定的に向上させるための施策及び当該施策が当社の企業価値を向上させると認める根拠
- ⑦大規模買付行為完了後の取引先、従業員その他の当社ステークホルダーに対する処遇の変更の有無及びその内容

⑧その他当社取締役会が合理的に必要と認める情報

なお、当初提出していただいた情報だけでは大規模買付情報として不足していると当社取締役会が判断した場合、当社取締役会は合理的な期間内において回答期限を定め、追加的に情報を提供していただきます。なお、大規模買付情報の回答期限（以下、「情報提供期限」といいます。）は、当社取締役会が最初に大規模買付情報を大規模買付者から受領した日から60営業日を上限とし、受領した大規模買付情報の内容が著しく不十分であることが明らかな場合を除き、情報提供期限経過後は直ちに取締役会評価期間（(2)当社取締役会による評価・検討にて後述します。）に入るものとします。また、大規模買付提案があった事実及び当社取締役会に提供された大規模買付情報は、当社株主の皆様の判断のために必要と認めた場合には、当社取締役会が適切と判断した時点で、その全部または一部を適切と考える方法により公表します。

(2) 当社取締役会による評価・検討

当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対し大規模買付情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円価）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または90日間（その他の方法による買付けの場合）が当社取締役会による大規模買付提案に関する評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として確保されるべきものと考えております。取締役会評価期間中、当社取締役会は大規模買付者から提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を形成し、公表します。さらに必要と認めれば、大規模買付者に対する情報提供等の申入れや当社取締役会としての株主の皆様に対する代替案の提示を行います。

また、当社取締役会は、本対応方針の運用の適正性を確保するため、及び大規模買付行為が行われる際に当社取締役会が行う判断の公正性、透明性を担保するため、取締役会から独立した機関として「特別委員会」を設置しております。特別委員会は「添付資料1」に記載のとおり、当社社外取締役及び社外監査役（注4）により構成され、当社取締役会は大規模買付提案または大規模買付行為が行われた場合には速やかにその旨を特別委員会に対し報告するとともに、大規模買付行為への対応に関して諮問するものとします。特別委員会は、大規模買付提案に対し当社取締役会が評価・検討する際や大規模買付行為に対し当社取締役会が適切と認める一定の対抗措置の発動をするか否かを判断する際等に助言・勧告を行うものとし、当社取締役会は特別委員会の勧告を最大限尊重します。

2. 大規模買付行為がなされた場合の対応

(1) 大規模買付者が本ルールを遵守した場合

大規模買付者が本ルールを遵守した場合には、当社取締役会は仮に当該大規模買付提案に反対であっても、反対意見の表明や代替案の提示等により当社株主の皆様に応じない旨説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は執りません。大規模買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様ご自身が当該大規模買付提案及び当社取締役会の表明する意見や代替案を比較検討され、ご判断いただくこととなります。ただし、大規模買付者が本ルールを遵守する場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断した場合（該当する主な類型につきましては、「添付資料2」をご参照ください。）は、当社取締役会は当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益を守るため、一定の対抗措置を執ることがあります。なお、対抗措置発動の適否については、特別委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が決定します。

(2) 大規模買付者が本ルールを遵守しない場合

大規模買付者が本ルールを遵守しない場合は、具体的な買付方法の如何にかかわらず当社取締役会は、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益を守ることを目的として、法令及び当社定款に基づき、大規模買付行為への対抗措置を執る場合があります。この場合も対抗措置発動の適否については、特別委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が決定します。具体的にいかなる対抗措置を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとしますが、当社取締役会が具体的対抗措置として大規模買付者を含む議決権割合が20%以上となる特定株主グループに属する者は権利行使できない旨等の条件を付与した新株予約権（以下、「新株予約権」といいます。）の株主無償割当を選択した場合の概要につきましては、「添付資料3」のとおりであります。

3. 株主及び投資家の皆様に与える影響等

(1) 本対応方針採用時に株主及び投資家の皆様に与える影響等

本対応方針は、株主の皆様が大規模買付提案に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見等を提供し、さらには株主の皆様へ代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としております。これにより株主の皆様は十分な情報のもとで大規模買付提案に応じるか否かについて適切な判断を行うことが可能になり、そのことが当社の企業価値・株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、本対応方針を採用することは、株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提になるものであり、株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。なお、本対応方針の採用時点においては、新株予約権の発行等は行われませんので、株主及び投資家の皆様の権利に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響等

大規模買付者が本ルールを遵守しなかった場合または本ルールを遵守した場合でも当社取締役会において大規模買付行為が当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと判断した場合には、当社取締役会は企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として法令及び当社定款に基づき対抗措置を執ることがありますが、大規模買付者を含む議決権割合が20%以上となる特定株主グループに属する者以外の株主の皆様が法的または経済的損失を被ることは想定しておりません。なお、対抗措置として株主割当による新株予約権の発行がなされる場合は、当社取締役会が定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に新株予約権を割当てることとなりますので、新株予約権の割当を受けるためには、基準日までに株主名簿への記録を完了していただく必要があります。また、新株予約権の行使により株式を取得する場合には、所定の期間内に一定の金銭の払込みを行っていただく必要が生じる可能性があります。当社は、大規模買付行為がなされた場合や、当社取締役会が当該大規模買付行為に対し具体的な対抗措置を発動することを決定した場合には、その詳細について速やかに公表するとともに、法令及び金融商品取引所規則等に基づき適時かつ適切に開示を行います。

また、当社は、当社取締役会が新株予約権の無償割当を決議し、または新株予約権の割当が行われた後においても、大規模買付者が大規模買付提案を撤回するなど、新株予約権を行使いただく必要がなくなった場合、無償割当の効力発生前においては無償割当を中止し、または、無償割当の効力発生後においては新株予約権の行使期間開始日の前日までに、株主の皆様に割当てられた新株予約権を当社が無償で取得する場合があります。これらの場合には、結果として、新株予約権の行使または新株予約権の取得と引換えになされる株式の交付による1株当たりの株式の価値の希釈化は起こりません。従いまして、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提に当社株式を売買された株主及び投資家の皆様については、株価の変動によるリスクが生じる可能性があります。

4. 本対応方針の有効期限等

本対応方針の有効期限は本定時株主総会終結のときから3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとし、その時点において本対応方針に関する株主の皆様のご意思を確認させていただくため、当社は改めて当社株主総会に本対応方針の継続の可否をお諮りすることとしております。当該株主総会において、本対応方針の継続に関し出席株主の議決権の過半数のご賛同が得られなかった場合には、本対応方針はその時点で廃止されるものといたします。なお、本対応方針はその有効期間中であっても、当社株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合または当社取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

当社取締役会は、関係法令の改正・整備及び金融商品取引所その他関係省庁等の対応の変化などにより、株主の皆様の共同の利益及び当社企業価値の維持・向上の観点から、必要に応じて本対応方針の変更を行う場合があります。かかる場合には、株主及び投資家の皆様に速やかにお知らせいたします。

5. 本対応方針に関する当社取締役会の判断及びその理由

(1) 本対応方針が基本方針に沿うものであること

本対応方針は、当社株式に対して大規模買付行為がなされたときに、株主の皆様が大規模買付行為の内容を吟味し応諾するか否かを判断するための十分な情報と時間を確保することを目的としております。従いまして、本対応方針は基本方針に則り当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益を確保するための枠組みであり、株主の皆様に資するものであると考えます。

(2) 本対応方針が当社株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、当社取締役の地位の維持を目的とするものではないこと

以下の理由から、本対応方針が当社株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、当社取締役の地位の維持を目的とするものではないと考えます。

①株主意思の重視

本対応方針は、本定時株主総会において株主の皆様にご承認いただくことを条件として成立いたします。また、本対応方針には、有効期限を3年とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、有効期限満了前でも当社株主総会または当社取締役会が本対応方針を廃止する決議を行った場合には、本対応方針は決議に基づき廃止されることとなります。

②独立性の高い委員会の判断重視

当社は、本対応方針の運用や対抗措置の発動等に際し、取締役の判断や対応の客観性と合理性を確保するための第三者委員会として、当社社外役員からなる特別委員会を設立しており、特別委員会の判断を最大限重視することとしています。(特別委員会の概要は「添付資料1」をご参照ください。)

③合理的、客観的発動要件の設定

本対応方針において、当社取締役会が大規模買付者に対し対抗措置を発動する場合には、合理的かつ客観的な要件が充足されることが条件である旨明示されており(添付資料2)、取締役の恣意的な判断による発動を排除しています。

④デッドハンド型、スローハンド型買収防衛策ではないこと

本対応方針は、当社株主総会で選任された取締役による当社取締役会で、いつでも廃止することが可能であるため、デッドハンド型買収防衛策(一定の取締役に拒否権を付与するなど取締役会の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。また、当社は取締役の任期が1年であり、取締役の期差任期を採用していないため、スローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交代を一度にできないため、発動を阻止するために時間を要する買収防衛策)でもありません。

- (注1) 特定株主グループとは、当社の株式等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）または当社の株式等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）をいいます。
- (注2) 議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、①特定株主グループが当社の株式等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者及びその共同保有者である場合の当該保有者の株式等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株式等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。）または、②特定株主グループが当社の株式等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の大規模買付者及びその特別関係者である場合の当該大規模買付者及び当該特別関係者の株式等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。各株式等保有割合の算出に当たっての、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。
- (注3) 株式等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。
- (注4) 当社第65回定時株主総会において新しく監査役に選任予定の候補者を含みます。

以 上

特別委員会の概要

- ・特別委員会は、3名以上の委員により構成され、当社取締役会はその決議に基づき、学識経験者及び当社社外取締役、社外監査役の中から各委員を選任する。
- ・特別委員会の各委員の任期は、選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合は、この限りではない。また、社外取締役または社外監査役であった特別委員会委員が、社外取締役または社外監査役でなくなった場合は、特別委員会の委員も同時に退任するものとする。
- ・特別委員会の決議は、原則として特別委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、特別委員会の委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。
- ・特別委員会は、当社の費用で独立した第三者（公認会計士、弁護士、コンサルタントその他専門家を含む。）の助言を求めることができる。
- ・特別委員会各委員は、大規模買付提案または大規模買付行為がなされた場合は、いつでも特別委員会を招集することができる。
- ・特別委員会は、当社取締役会が判断すべき事項について当社取締役会が特別委員会に諮問した事項に関して、助言・勧告を行うものとする。ただし、当社企業価値及び株主共同利益の維持・向上の観点から、大規模買付行為や本対応方針の見直し及び廃止等について当社取締役会に助言・勧告することを妨げない。

平成24年6月28日開催の取締役会において、以下の5名を特別委員会の委員に選任する予定です。

せき	おさむ
○関	收（昭和14年8月23日生）
（略歴）	昭和37年4月 通商産業省入省
	昭和62年6月 大阪通商産業局長
	平成4年6月 中小企業庁長官
	平成7年6月 住友電気工業株式会社常務取締役
	平成11年6月 同社代表取締役副社長
	平成14年6月 株式会社ピーエス三菱社外取締役
	平成16年6月 原子燃料工業株式会社代表取締役会長
	平成19年6月 当社社外取締役（現任）
	平成24年2月 弁護士登録（現任）

やぶ した し ろう
○藪 下 史 郎 (昭和18年11月13日生)
(略歴) 昭和47年 6月 イェール大学大学院卒業 (経済学博士)
昭和48年 1月 東京都立大学経済学部助教授
昭和60年 4月 横浜国立大学経済学部教授
平成 3年 4月 早稲田大学政治経済学部教授 (現任)
(現 早稲田大学政治経済学術院教授)
平成16年 9月 早稲田大学政治経済学術院院長兼学部長
平成20年 9月 早稲田大学日米研究機構長
平成21年 4月 早稲田大学研究院院長 (現任)
平成23年 6月 当社社外取締役 (現任)

た ぐち とし あき
○田 口 敏 明 (昭和13年10月20日生)
(略歴) 昭和36年 4月 株式会社住友銀行入行
平成元年10月 同行本店支配人
平成 2年 2月 三洋電機貿易株式会社常務取締役
平成 8年 6月 同社取締役社長
平成15年 6月 当社社外監査役 (現任)

な いで やす お
○名 出 康 雄 (昭和21年 8月14日生)
(略歴) 昭和46年 4月 住友重機械工業株式会社入社
平成13年 6月 同社常務執行役員
平成15年 6月 同社専務執行役員
平成18年12月 住友重機械エンバイロメント株式会社代表取締役
社長
平成22年 4月 住友重機械ビジネスアソシエイツ株式会社代表取
締役社長
平成24年 3月 同社取締役退任

(本年 6月 28日開催の当社第65回定時株主総会において、社外監査役への選任を予
定しております。)

わが つま ひろ しげ
○我 妻 廣 繁 (昭和24年 3月 9日生)
(略歴) 昭和46年 4月 株式会社日本興業銀行入行
平成 7年 5月 同行札幌支店長
平成10年12月 株式会社日本債券信用銀行取締役副頭取
平成12年 9月 株式会社日本興業銀行常務執行役員
平成13年 6月 東ソー株式会社常務取締役
平成18年 6月 同社専務取締役
平成22年 6月 同社取締役退任

(本年 6月 28日開催の当社第65回定時株主総会において、社外監査役への選任を予
定しております。)

当社の企業価値や株主の皆様の共同利益を著しく損なうと認められる類型

1. 大規模買付行為が、真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を釣り上げて高値で株式を当社または当社関係者に引き取らせることを目的になされたと判断される場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）。
2. 大規模買付行為が、会社経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行うことを目的になされたと判断される場合。
3. 大規模買付行為が、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定でなされたと判断される場合。
4. 大規模買付行為が、会社経営を一時的に支配し、当社の保有する不動産、有価証券等の高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高額配当をさせるか、または一時的な高額配当による株価急騰の機会を狙って、保有する株式等の高値売抜けを目的となされたと判断される場合。
5. 大規模買付行為の条件（買付対価の種類及び金額、買付対価の算定根拠、買付の時期、買付方法の適法性、買付の実現可能性等）が当社の企業価値に照らして著しく不十分または不適切なものであると判断される場合。
6. 大規模買付者の提案する当社の株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株式等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式等の買付けを行うことをいいます。）等の株主の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主に当社の株式等の売却を強要するおそれがある買付けであると判断される場合。
7. 大規模買付行為が、当社従業員や取引先等当社の利害関係人の利益を毀損することにより、優良な人材の流失や取引先との関係悪化を招いたり、当社にとっての収益源たる商権・商材が散失したりするなど、当社の企業価値及び株主共同利益を著しく毀損させるものであると客観的、合理的に判断される場合。
8. 大規模買付者の経営陣または主要株主若しくは出資者に反社会的勢力またはテロ関連組織と関係を有する者が含まれている場合など、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると判断される場合。

以 上

新株予約権の無償割当の概要

1. 本新株予約権の割当の対象となる株主及びその発行条件
当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で本新株予約権を割当てる。
2. 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数
本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は所要の変更を行うものとする。
3. 発行する本新株予約権の数
基準日における最終の発行済株式総数（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）を上限とする。
4. 本新株予約権の発行価額
本新株予約権の発行価額は無償とする。
5. 本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額
本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。
6. 本新株予約権の譲渡制限
本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要す。
7. 当社による本新株予約権の取得
 - ① 当社は、本新株予約権の行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認めるときは、当社取締役会が別途定める日をもって、全ての新株予約権を無償で取得することができる。
 - ② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、大規模買付者を含む議決権割合が20%以上となる特定株主グループに属する者（予め当社取締役会が同意した者を除く。）以外の者が有する本新株予約権のうち、当該日の前営業日までに未行使の新株予約権の全てを取得し、これと引き換えに新株予約権1個につき当社普通株式1株を交付することができる。

8. 本新株予約権の行使条件
大規模買付者を含む議決権割合が20%以上となる特定株主グループに属する者（予め当社取締役会が同意した者を除く。）は本新株予約権を行使することはできない。
なお、詳細については当社取締役会が別途定めるものとする。

9. 本新株予約権の行使期間等
本新株予約権の行使期間、消却事由及び消却条件その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。

以 上

添付資料 4

当社の大株主の状況（平成24年3月31日現在）

- ◆発行可能株式総数 570,000,000株
- ◆発行済株式の総数 211,663,200株
- ◆株主数 13,222名
- ◆大株主の状況

株 主 名	持株数	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	18,098千株	8.73%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	11,190	5.40
株式会社三井住友銀行	7,630	3.68
阪和興業取引先持株会	5,717	2.76
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	5,613	2.71
阪和興業社員持株会	4,720	2.28
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	4,088	1.97
BBH FOR FIDELITY LOW - PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFO	3,500	1.69
MELLON BANK, N. A. AS AGENT FOR ITS CLIENT MELLON OMNIBUS US PENSION	3,056	1.47
第一生命保険株式会社	2,614	1.26

- (注) 1. 当社は、自己株式4,394,847株を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。
 2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

以 上

※英文株主総会招集ご通知（要旨）につきましては、当社ホームページをご覧ください。

（ホームページアドレス） <http://www.hanwa.co.jp>

【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて】

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

記

1. インターネットによる議決権の行使は、会社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。
【議決権行使サイトURL】 <http://www.webdk.net>
2. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載された議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従つて議案の賛否をご登録ください。
3. インターネットによる議決権の行使は、株主総会開催の前日の営業時間内（平成24年6月27日水曜日午後5時まで）受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。
4. 書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを議決権行使として取扱わせていただきます。
5. インターネットによつて複数回数にわたり議決権を行使された場合、または、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
6. 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

【インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について】

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

- ① インターネットにアクセスできること。
- ② パソコンを用いて議決権行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer 6.0以上を使用できること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。
- ③ 携帯電話を用いて議決権を行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。
（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。）

（Microsoftは、米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標です。）

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

※インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行 証券代行部

【専用ダイヤル】 ☎0120-186-417（午前9時～午後9時）

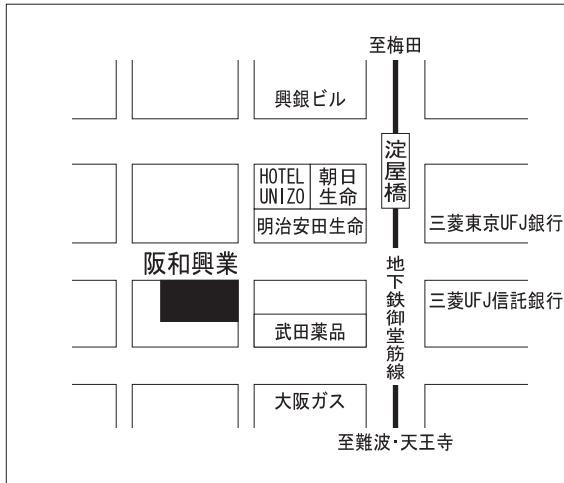
＜議決権行使に関する事項以外のご照会＞ ☎0120-176-417（平日午前9時～午後5時）

〈議決権電子行使プラットフォームのご利用について〉

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、本総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権の行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただけます。

株主総会会場ご案内図

会場 大阪市中央区伏見町四丁目3番9号
当社会議室(8階)
☎ (06) 6206-3000



交通機関

大阪市営地下鉄をご利用の場合
御堂筋線「淀屋橋」下車
最寄出口⑬番

※節電のため、当日は軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、株主の皆様におかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。